

徳島大学大学院研究指導ガイドライン

平成30年11月21日

大学教育委員会決定

令和2年4月1日 一部改正

本学大学院の研究指導体制は以下のとおりとする。

- 1 研究科及び教育部（以下研究科等という。）は、ガイダンスや研究発表会などを通じて、各領域や研究科等全体での履修指導、研究及び学位論文の作成の全過程において責任をもった指導を行う。
- 2 指導体制は、主指導教員1名、副指導教員1名及びアドバイザー教員1名による複数指導体制をとる。副指導教員は、研究課題の選択、研究活動、論文作成等に際して主指導教員とは別の視点からの指導を行い、より幅広い教育の支援を行う。アドバイザー教員は、直接研究指導を行わない客観的な立場の教員であり、論文作成とは関係なく教育研究活動が円滑に行えるように指導・助言を行う。副指導教員及びアドバイザー教員は職名を問わず、他研究科等の教員もなることができる。
主指導教員、副指導教員及びアドバイザー教員が異動により不在となる場合は、後任の教員を選出するものとする。
※他研究科等の教員が副指導教員及びアドバイザー教員になる場合は、「徳島大学における学部及び大学院の学生の研究指導について（平成28年10月19日大学教育委員会決定）」に準じて、手続きすること。
- 3 主指導教員、副指導教員及びアドバイザー教員は入学から修了まで責任をもって指導にあたることとし、各年次の開始時に研究指導計画書・報告書（別紙様式）を作成し、以後随時研究指導の実施状況等を記載する。
- 4 研究科等並びに主指導教員、副指導教員及びアドバイザー教員は学生が研究しやすい環境をつくることに心がけ、研究に必要な技術や知識に容易にアクセスでき、さらに他の教員からも適切に指導を受けられるように体制を整える。
- 5 副指導教員やアドバイザー教員は定期的に（最低でも半年に一回程度）学生に連絡し、その記録を残す。
- 6 主指導教員は、各年次の終了時には学務担当係に研究指導計画書・報告書を提出し、学位審査時に、研究科等の研究指導方針に基づいて、研究指導が実施されていることを確認する。
- 7 研究指導計画書・報告書は、プログラム評価委員会等で随時確認し、教育の質向上に役立てる。